



# 蝦夷風俗彙纂 = Ezo fūzoku isan. [Series 2, vol. 9] 1882

[s.l.]: [s.n.], 1882

<https://digital.library.wisc.edu/>

<http://rightsstatements.org/vocab/NoC-US/1.0/>

The libraries provide public access to a wide range of material, including online exhibits, digitized collections, archival finding aids, our catalog, online articles, and a growing range of materials in many media.

When possible, we provide rights information in catalog records, finding aids, and other metadata that accompanies collections or items. However, it is always the user's obligation to evaluate copyright and rights issues in light of their own use.

蝦車風俗彙纂後編

九

CHESTER S. CHARD



蝦夷風俗彙纂後編卷九目次

○外事上

松前平角滿州一文通せる事

滿州の官人蝦夷小名を與ふる事

山靼人蝦夷人を買行事

山靼人赤人を殺せ事

國後にて露西亞人を捕へし事

赤人國より松前一書翰を送る事

露西亞人渡來の事

長崎奉行申渡書

松前奉行より諭書

松前鎮臺官人吟味役より諭書

甲比丹より差出請書

牧野備前守より諭書

松前志摩守より達書

擇提出張仙臺會津兩家人數一松前奉行よ

ア達の事入選夷心多き興むら事

露西亞渡來の濫觴

露西亞の佛を倒す事

○十  
露西亞人渡來年譜

新知風俗

新知島を露人竊み服從せしむる事

唐太島處置評議の事

タライカ土人取糺の事

種族出張仙人遣使請家火事  
通達の事  
又モト改土人建物の事  
又太過取引者事

蝦夷風俗彙纂後編卷九目次終  
アサリサリハル事

蝦夷風俗彙纂後編卷九

ち歎き事。異國へ内離了ア轉迷改ひ離了  
れ。良分アリナ歟。嘗入ヘ文無了アよ。不極了體ニ  
附天○外事。ハシム。ヨ。此國が殊々。ア。身實寒暑

○松前平角滿州へ文通をる事

山靼人比内小カリシヤといふ者。アリ。元も蝦夷人な  
れば。通詞を用ひぞ。又談話も出來し故。度々カリシヤ  
を招き寄せて。滿州は風土を尋問しける。或時カリシ  
ヤ。滿州は沓を持來り。是を松前平角より注文。ア。滿  
州の婦人は縫せたるものなりとて。沓の鼻先を鳳凰

の形小作り。五色は糸みて。皆一圓小桐を縫付たり。又  
松前平角より満州官人へ書翰を送りしを。持行て官  
人へ渡し。返事を待内。最早時候もお久しきたるより。  
此度を返書を取らばして渡り來り。明年を返書を取  
持越べし。此よしを松前平角より申傳。呉きよといひけ  
る。小林源之助も今そ御普請役小林周助と云傍ふありて是哉さう了。仰天して云けるハ。いのふ嶋國なれバとて。松前家來  
は身分みぶんやして。満州官人へ文通したるを。不埒ふりょうと謂べ  
き様さまをなき事なり。異國へ内通して。謀叛ぼうはんを巧む崩し  
あるやも計りがたし。歸府は上巨細より申上人じん事とせ

り。最上常矩厚岸乱申上

○満州の官人蝦夷小名を與ふる事  
唐太ナヨロといふ所の酋長を。ヤエンヨロアインと  
いふ。其親をヨウチウテイとて。山靼へ行。満州の官人  
より。揚忠貞と名を賜ふ。并墨跡を授かりたり。今小秘  
して有ける。満字みて認め朱印三所小なり。印比大き  
貳寸五分程。官隆六拾幅都統之印と。篆字彫たり。此  
官人より。唐太嶋の產物。水獺皮。狐皮類取集め。山靼人  
へ交易して。忠貞を盡をべしと申付らき。山靼人共。是  
より彌自國の如ふ思へり。然る小松前。小その書だふ。

北倭志。此中小揚忠貞。グ自画の地圖。山韃の東北。ム六嶋。カリ。イチヤ。ホツトレス。ムクタル。ルハ。アトノス。チヤトシリ。ナリ。ト記せり。顧ふ。ム我領分。ヒ民異國。小服。從志。ヒる恥。モ知らず。珍らしげ。ム記載したるも。口惜しき事。れり。同上。

○山韃人蝦夷人を買行事

寛政四子年。御用。シして唐太嶋へ渡。モ白主。といふ處。ヨ。山韃人。ども來り。小船壹艘。七人乗り。よて。頭役の名。モフヤシユ。シテ。満州の官人。より。山韃の酋長。ム許されたるもの。ナリ。錦青玉。ヒ類。を携へ来て。蝦夷共。ム僕

賣し金高嵩たる上を。代として蝦夷人を山鞆國へ連行なり。右舟中小も壹人ハ。元来ナイボ村のイコイベといふ蝦夷なり。四ヶ年前古借の代モ小。山鞆へ取らきたるものなり。又白主出船して。クシユンコタンナイといふ處へ着たる。山鞆人小船乗來り。其内カリシヤといふものも。元宗谷に生きて。唐太嶋へ渡是。是も借金代り。山鞆へ捕をきたるなり。クシュンナイより山鞆へ渡至場ノテイテといふ所まで百里余の間。蝦夷住居を貳三ヶ所のみにて。其外皆山鞆へ借金代モ小連行けり。人家絶たる所もゆり。初

て此事を聞て。皆落涙したり。蝦夷錦ハ美なる物なれども。紙入小製し。青玉と風鎮ふしながむるを顧きバ。蝦夷の身を異國へ賣たる代金なり。實小誠の愧なり。山靼へとらきし蝦夷の女房や子供を。錦青玉を親比身よ。夫とは敵よと歎き哀めども。借金戻せ免らき返をべきようもなければ。據なく一生の別きをして。異國へ捕されし小殘モたる妻子も。草比根を掘りて喰ひ。憂きつらき命をなぐらへても。生てかひなき風情なり。是皆松前よて催促し。錦青玉を買上るゆゑなり。如比不仁なる事を。數十年來知らず小置たる己ども。

不埒とも云べきやうなき事なり。其上錦青玉は類ひ  
を國産はやう小云觸らし諸藩へ進物小かしたるハ。  
國産ふをのらぞして此上もなき惡産なり。滿州の官  
人ども。日本人の油斷なる事を嘗て笑し事ならん。  
何卒數万両比金を捨てなりとも是迄捕らきたる蝦  
夷と取返さほしきことなり。扱山鞠へ連行いのふ  
せんと尋る。滿州は地よシイマシ、ウビ、フマ、ウ  
ビ。夫滿州へ行たる者を再度山鞠人小逢ふ事も  
アリ。シイマシ、ウヘ行たる者ハ再度逢事なしとい  
ふ。滿州の地を廣し山鞠は地をマンコと云大河比端

みて。チクラレジヤレハ三郷有。右ブヤレコユモ。キウ  
カシント。といふ役人なり。唐太嶋へ毎年一回づ。ニ  
十ヶ年来。往返するものあり。山鞆ハ役名也。バウダカ  
シタシチセミウツセトムヤハ五級小て。皆村里の人  
を進むる小て。日本ハ庄屋とも謂べきものあり。同上

○山鞆人赤人を殺を事

唐太クシユンナイといふ所小着。川比北小野宿小屋  
を掛け居さる小。川比西よも。山鞆人ども。同じく野宿  
小屋を掛け居たり。然る處小蝦夷人告来るも。又チ  
ヤクルミ壹人来りて。鎗鎌炮を持居たりといふ。何も

のとも分らば。をハ何事ならんと驚く者もアリ。様子  
を窺ひ見きバ赤人なり。川の西は山鞆人ども皆野宿  
小屋を取てぼち舟ふ乗りて辺たり。其故を尋る所キ  
トウシといふ處所。赤人ども五人所モしが。山鞆人ど  
も小殺害ヨウヒ。今も只イワノといふもの壹人残り  
たり。是よりつて恨を果さんと此所來りたり。五人  
アリし故を尋る所。寛政元酉年當り。赤人船壹艘唐  
太嶋北東海ウヨロといふ所ふ漂着して船をも打毀  
したり。此時蝦夷人濱邊小て箱を拾ひ。是伐見きバ蓋  
もなく。鍊の筋のねを打付くる故。打碎て見きバ白銅

作り比人形貳ツあり。赤人ども是伐見て大は怒り。船靈を盜みたる上も。蝦夷人を殺んとて。銃砲をやり向ひける故。蝦夷壹人進ミ出て手を合て詫けきバ。赤人得心し聞濟たり。其後赤人ども。女蝦夷へ淫事申掛けも届ウぞして。蝦夷人立腹し。赤人を討果さんと云騒ぎたり。此時最初赤人へ手戈合詫たる蝦夷人。裁判して差留ける。元は恩報も有る故。蝦夷人早速鎮り。是より赤人ども蝦夷人と和交して徘徊を。その後山を越え。キトウシヨ來りて。五人滯留をる。蝦夷人へ對しても。深く默諾して。山靼人と争鬭し。壹人残りた。

るなり。いづき様子找尋んと呼出しけるふ歸國いた  
し度故。是より擇捉嶋は方へ送り給をきのしと願出  
けれども。此所ハ松前家來辻宗右衛門。勤番として詰  
合たるなきべ。其趣宗右衛門へ申送りし小宗右衛門  
其赤人を山靼へ引渡しけれべ。終ニ山靼人小殺され  
たり。最上常矩厚岸乱申上

○國後にて露西亞人を捕へし事

七月二日。俘囚箱館小着し入牢せしむ。

文化八年七月或書狀

此度。奥蝦夷地國後へ。露西亞船渡來及亂妨候處。南部

家此節を。十分より手當被行届候様子にて。既に上陸の  
八人を捕へ。當二日當所へ按毛るゝ箱送來り揚屋入  
被仰付候。勿論道中腰繩小て。南部家より三拾人程の  
警固小て。當所着比節を。揚屋番所武器飾等附ハ不及  
申。番所脇へ三拾間程幕打廻し。弓鎌砲比類と相見え  
物頭位比侍五人。何きも猩々緋白黃羅紗杯の陣羽織。  
其外一躰美々敷粧ひなり。次より弓組五人。鎌砲組拾久  
筒五人。五匁筒三拾人。何きも切火繩よて。それくよ嚴  
重なる備立。露西亞人も恐怖は体よ見え申候。

但道中休泊所より。壹人前酒壹合宛呑せ。泊所よ

て毛呂具等は類を以。腰掛様の毛呂を補理與へ候  
よし。尤道中筋山駕籠みのせ折々を歩行いたさせ  
候得べ。次第より道中馴き草鞋かけよても歩行いた  
し候よし。通航一覽

○赤人國より松前へ書翰を送る事

寛政八辰年。赤人國より。松前領主へ書翰代送るにて。  
得撫嶋小持來り。此時厚岸酋長イコトイ。女蝦夷バツ  
コ并ふ根室酋長シヨンマイノ等。得撫嶋へ行けまむ。  
其書翰請取て歸て来る。シヨンマイノより。厚岸詰  
合ひ松前家来へ差出を。封をひらきて是を見れば。日

本人比書たる物と。赤人比書たるものあり。等閑のみな  
りか。とき事ありて。元の如く。封じ。赤人の方へ返し  
たりとぞ。窃小蝦夷人共ふ尋るよ。

何ネフ 依ユクシ 我越有矣<sup>グラム</sup> 倭人ヤム 互

ウト 有事跡ルエ も也<sup>タバ</sup> 唯ヘル 可恐マレ

對話<sup>ワノ</sup> 是在之<sup>ヤカ</sup>、といふより。委敷事ハ分

らむ。同年比秋厚岸よて。松前家来松浦菊右衛門。櫻庭  
東淵村彌太郎等詰合けれバ。以前詰合の名面を尋る  
小卯年巳年をバ申嘶し。辰年の詰合を知りざる旨答  
けり。是代以て考ふる小。何うも秘して云ざるも。後

響くべき事もあらん。扱亦近來東察加邊小日本船  
漂流して赤人ども日本人を蝦夷地へ送らんと風聞  
も申來り。疑らく此事以就て書翰来るや。若し其事  
ならば等閑ならざるなり。此末擇捉嶋までも開國と  
ありて。猶々東察加邊へ流るゝ舟汽るべし。其漂流  
人を請取ぬ事ならば。東察加邊ふ。日本人の村落も出  
来て。是赤人やもよ力を添へる基本か。若赤人ども  
訛言し。日本を難民は御救ひなき杯と欺きて。漂流  
人ハ嶋々の蝦夷へ聞えても。御威光哉薄くぞるやう  
よも當らん。扱又赤人どもを。武威を以て退け。絶交

をしたき事なきども。心小任せぬ事何るなり。日本人  
ごも東察加邊へ漂流をる。是已事を得ざるべし。殊小  
擇捉嶋比先。新知ウセシリホロモシリ。其外二十島餘  
東察加迄ハ。元來蝦夷ども若し通信を斷つ時を。蝦夷  
親屬比道域絶つ。是義ふ當らむ。又異國となり。他人と  
なる上を。往々ハ争鬭をる事もあらんを。必然なり。然  
らば敬して遠ざくるの法を用ひ。禮義正敷儉約を專  
らよして。武備よも心域留めず。只蝦夷ふ慈愛を加ふ  
るを本となさば。是則城郭より嚴しく。赤人ども取つ  
く所もあく。自ら退く事とならん。是ふ過たる万全け

計事あるべうらば。且又赤人より取きたる嶋も終小  
を取返したき事なり。年を積て計らひ安き事なるべ  
し。最上常矩厚崎乱申上

○露西亞人渡來の事

露西亞人比事を。蝦夷言をフーレシヤムと云。フーレ  
キ赤き。シヤムを人の事なり。故小松前人もこれを稱  
して赤人又赤夷と云。是ハ往歲露西亞人初て蝦夷地  
へ渡来せし時。これ猩々緋の服を着せり。因て土人之  
をフーレシヤムと云とぞ。然れど赤人の蝦夷地小來  
る事記載なけれど。其初を知りぞ。

東蝦夷地も。古来ハ厚岸まで舟往來し。夷人交易せり。そきより前路通舟をかりしよ。四五十年前根室を開き。三四十年前より國後嶋を開く。故小奥地より至りてハ。本邦の往来多く。亦夷人も往来稀あれば、委しき事ハ知りびとし。

今蝦夷比語る所と。松前人の傳かる所とを採録して。其事由を見るの一助と云。

一説小寛永年間。赤人初て厚岸より三十人許り渡來をと云。疑ふべし。守重按小元文四年奥州邊房州筋海上より異國舟見え瀬海比もの銀錢を得あり。長崎

ヘ遣し紅毛甲比丹ヨ見せし。ムスコウヒヤ國の  
文字なりと云。是日本海ヘ赤人船の來り初めある  
べし。その後明和八年。阿波ヘ露西亞舶來り。詳小露  
西亞の卷小見ゆ。

三四十年前得撫嶋ヨ於て。擇捉嶋北蝦夷人。及新知ヨ  
リ前路嶋々夷人一同力を合せ。赤人と争鬭。何りけれ  
バ。赤人共討負けどり。擇捉嶋新知前路諸嶋の蝦夷。各  
其在所比嶋々へ歸ければ。赤人俄ヨ襲来して。盡く新  
知諸嶋ヨ討勝とり。それより以来。新知前路北蝦夷殘  
らば。赤人のウタレとある。然れ共ウタレと成しまで

みて。其風俗ハ蝦夷なりしが。近頃ハ全く赤人同様の  
俗となれり。二十年前以来赤人より。新知前路の蝦夷  
人へ教へて。髪を結そしめ。鍊炮玉藥を與へ。着類まで  
盡く赤人比風俗となきり。安永初年臘虎嶋へ赤人六  
十人餘渡來。三ヶ所よ小屋を掛け。其小屋ハ長十四五  
間。高五六尺。土手を築き。上小桁を揚げ。中よ柱四五  
本立て。棟木を渡し。草を以て家根を葺き。壁を塗り砂  
をかけ。小屋の内へ床を作り。出入の口ハ三ヶ所を。土  
手四尺。おどか切開き。板戸を建て。窓ハ二三ヶ所よ明  
け住居也。それより日々海上へ差網をして。朝夕小舟

を以て掛け試み。網小入る臘虎ハ志め殺して。又網を  
張るなり。赤人云。得撫ハ露西亞國王乃嶋なきバ。捕る  
所の臘虎ハ殘らば。露西亞國王小出モベシ。他ヨ鬻く  
ベアラビト。擇捉乙名ハツバアイ又云。此地ハ古來カ  
ムイトノの嶋なきバ。臘虎ハ役人ヘ出モナリ。汝等此  
頃初て渡来氣隨ナモとて争鬭し。双方手負死人少か  
らば。其後いのなる故ウ和談して。安永七年赤人初て  
ノツカマフヘ渡来せしとれハ。國後嶋の酋長ツキノ  
工案内せり。赤人云。國の名をオロシイヤと云。城下北  
名をムスクワと云。濱北名をカムサスカと云。湊の名

をオホツコイと云。安永二三年一説より九年の頃。得撫嶋にて。赤人と蝦夷人と争鬭せし起りハ。夷人の寶とする太刀類を古木の穴より隠し置くる。赤人其木を伐取り。太刀等を見出し奪ひ取たり。夷人ハ償を取べきとて言つのり。双方争論より及び。兩年も取合。双方横死死者もありけり。安永七成年六月九日。蝦夷地根室宇ノツカマフ。蝦夷舟の如き異舟二艘。擇捉嶋の夷人乗組。薄暮より渡來し。湊近所至て銃炮を打。夷人ども驚き駭ぎけり。程なく擇捉の夷人上陸。全く争鬭せ事よりあらば。赤人ども日本人より對面したき

より渡来せるよし。云。それより赤人とも上陸し。  
濱邊へ假小屋を掛け。扱赤人の通詞。ふて。新知嶋の夷  
人の云けるハ。蝦夷地。ふ日本人詰合。よし。兼て承り及  
ふよりて。對面の事願ふ所なりとあつて夜ふ及ぶ。松  
前吏人上乗役新井某。目付工藤某。通詞林右衛門。異國  
人ふ對面。夜分如何ゆ。翌朝逢べきなりと答ふ。赤人  
再三願ひけるハ。日本人此所ふ詰合ふよし。承及ふよ  
りて。遠海渡來不案内なる當所へ來りし上り。夜中な  
りとも對面なけれバ。安心せば。是非對面を願ふ由。強  
て祈るふ依て。運上屋へ呼寄せ對面せり。則假小屋へ

歸す。其夜鎗炮用意の赤人四五人。其傍か夜番せるゆゑ。吏人より蝦夷人へ。理不盡なる事せざるやう小令して。赤人へ安堵して休息をべしと云送りけきべ。番人ハ引取けふ。翌十日新知の通詞夷人を以て。赤人云ける。日本比產物と交易を望み。少々仕入の荷物手本持來り。交易の事殊不願ふ所なりと云。吏人云。異國人交易此事も。松前の指揮なくともならざる事あり。今年ハ歸國をべし。明年夏小至り。擇捉嶋小て有無の返答をべしとて。早々歸帆せるやう小云やりければ。十二日ハツカマフ出帆歸嶋せり。その時赤人より。

松前領主へ音物書簡を送きり。其書簡音物ハ上乗役  
松前へ持歸れり。翌八年夏。赤人へ去年の返答をべし  
とて。松前より異國人應對北吏を出しける。小順風を  
くして延着せり。赤人ハ擇捉嶋ふて待居とりけるが。  
默止兼國後嶋まで渡來は慶。何たる沙汰もなれみよ  
り。又ノツカマフ适渡來侍居けるが。一切み沙汰かか  
りけきバ。待兼けるよや漸く小近より。厚岸のうちチ  
クシコイまで渡來せり。松前吏人ハ。四月廿九日松前  
出帆。南部佐井湊より入津。順風ふくして八月四日まで  
滯舟。同七日初て厚岸着船の慶。赤人ども待兼て漸

く押詰来るよし聞。チクシコイ。造出張し。赤人へ對面  
せし。日本產物と交易を願ふよしなり。則吏人より  
赤人へ諭しけるハ異國交易之所ハ長崎一所小限り。  
其他ハ國法制禁なる小よつて何等願ひ候るとも叶  
ふべからば。以來渡海無用なりと云聞うせ。且舟中用  
意飯料として米拾五俵酒煙草煙管等差遣を。赤人よ  
り返礼として上乗三人へ砂糖三包。目付二人へ二包  
相贈り。赤人ハ直小歸舟せり。邊要分界圖考

天明丙午年四月。赤人舟渡り來りて。松前の西北小當  
り。江良町村より二三里沖より碇泊せり。帆柱三本小帆

數多吹流等も見て。土人不思議小思ひ。異國舟と評議せりと云。此内海の面ハ山丹國なり。故小或ハ山丹船とも評せり。朝鮮國の東ハ日本の蝦夷國等あり。因て古今の漂流舟も如斯物かし。松前小てい唐舟番もなけれバ。誰有て松前小訴ふ者をなし。ほどなく此處を出帆して。西北の當り内小卷村の二三里沖より碇泊毛。土人漁船小乗り彼舟近く漕寄せ見れば。彼舟より異國人出て手招きせり。故小側近くより見きバ。異國人小紛きなし。其語通せされバ。氣味悪しとて近寄らば。赤人ハ頻り小招き。土人ハいやくとかぶりをぬり。既

よ歸らんとぞきバ。フラスコよ酒一陶麵包一包を。竿の先よ掛て。蝦夷人よ與へより。夫より此處を出帆して。西北の方へ驅行ありと云。西蝦夷地宗谷の運上小屋小居合せある。松前人此舶を見掛する。西を指て航海し。其後ハ行方をきぞと云り。宗谷ハ松前所有地西北の端よて。唐太島へ渡海の口なり。赤人舟松前所有嶋地方周囲を。見分したるうと思ひるうなり。是日本國の不用心ふも相成りとぞ思ひる。東蝦夷二十一嶋より。遍く露西亞國の風俗制度等を示して。島名を改め。器賊布帛を送り。撫育教導して土人となづけ。剰

へ松前所。有島唐太嶋をも共小。二十一嶋の通り小せ  
むと。圖りての事なるべし。蝦夷草紙

今日文化元年九月十日御當地神嶋へ碇を入候露西亞船。  
國王より使節の役人レサノツト。舟頭クルウセンス  
テル申出候趣。左小奉申上候。

一露西亞船壹艘。曆數一千八百三年八月十一日。享和三寅  
年六月廿四日同所出舟仕。テ一ネマルコの内。コツペニハ  
一ガカナリヤ島。并南アメリカ州の内。フラシリヤ  
國より南海を周り。曆數一千八百四年九月三日。子當  
七月廿九日カムシカツテカ小至り。同九月十日。當八月七日

同所出舟仕。今日迄三十日を經。海上無別條着岸  
仕候。右壹艘の外。御當地渡來の船無御座候。

一 今般使節の役人渡來仕候儀ハ露西亞國王より江  
府への呈書。并御奉行所へハ右寫書。持越候段申出  
候付。右書翰を沖御出役御檢使へ。差出候様申付  
候處。本書江府表へ使節の者持參差上。寫書ハ御奉  
行所へ罷出直小差上候様。國王より命を受候小付。  
何分他の御方へハ附屬難仕候段申出候。依之右呈  
書の大意相尋候處。先年於蝦夷信牌を給ハリ候御  
禮申上候多め。今般御使節捧獻貢。江府拜禮相勤。以

來御當國へ自國の信儀を結。且交易の儀小付てハ。  
心願の筋も御座候。

本船乗組人員八十五人。内八十一人露西亞人。四人  
ハ日本人。外小乗組のもの無御座候。右日本人の儀  
ハ。十二年以前。露西亞國へ漂流仕候ニ付。當時連渡  
申候。

右の段露西亞船首長の者共申出候。

甲比丹ヘンテレキトウフ

右の趣。甲比丹より承り候ニ付。和解仕差上申候以上。

子九月七日

通詞目付三島五郎助

通詞加福安次郎

外八名

恭敬而大日本國王比殿下。露西亞國王より進呈  
する書小載る所ハ。貴國御代々幾久敷御代御繁榮謹  
て祝賀仕候。次ニ我祖國土を治しより。國王殿ヘラト  
ルを第一の女王。カタルイチを第二と。此二代より至  
り我國を創業し。其末阿蘭陀國。佛良西國。英吉利國。伊  
太利國。班牙國。獨乙國。其外國々戦争差發候得共。我國  
の計ひを以。國々相鎮め。諸邦より義をゆらかし。歐羅巴  
比諸州太平よりよがし候。然る小貴國の儀ハ。本邦よ

りハ懸隔たりといふとも属國の地方小不遠。是迄信  
を通し候儀無御座候へ共。向後の儀ハ格別小信義を  
結び申度希望奉存候。從昔年貴國御仁德の儀ハ。女王  
カタルイナ義。兼而承諾罷在候處。不計も先年貴國の  
船難風よ逢ひ。我國へ漂流仕候ニ付。其人々貴國へ歸  
朝せしめん。十二年以前自國より舟を仕出し連  
渡候。其節の役方の者共。格別手厚御取扱被仰付。其上  
我國の船再び貴國よ乗渡よ於てハ。長崎の津よ至る  
べき信牌を下し給ハリ。感謝無量の次第ニ御座候。右  
礼謝のあめ。今般使節を以。江府拜禮爲社。以來貴國の

信義欣服之。尚交易は道を開き申度心願す候。依之大日本國王膝下。拜禮を相願候ニ付てハ其身柄を撰ミ。我心服の臣カアムルヘエル官名ニコラアレナノツトと申者令渡海候。素より貴國之御作法不案内ニ付。何卒御國法とも御示ニ預り度奉存候。

一先年難風小逢ひ。我國へ漂流せし。貴國の人撫育仕置。此節連渡候。

一積年御當國を慕ひ信義を結び度。兼而念願す奉存此一書を呈し。向後何事小よらず御用筋承り度奉存候。前件の次第宜被聽召。心願の通り交易相遂不

於てハ我属の内カデヤツク。北アメリカ内よりカアレウテ  
キユス。カムシカツテカと北シユレンス。カムシカ  
在毛北島々より乗渡らせ。船數の儀ハ一艘ふかざら  
ビ。其數御差圖小任せ。長崎の津其外の地つも。御指  
揮次第渡来仕らせ可申候。若又向後貴國の人々。我  
國の浦々漂流をといふども。聊無差支令入津扶  
持致し候様。兼々津々浦々ふ至る迄命を下し置候。  
其人々御當國何國の津へ連渡可申哉。商法等小付  
てハ。心願の趣使節のものニコラアレサノツトヘ。  
具申候間。貴國重臣の御方々。御尋の次第御

座候ひ。右使節の者へ御沙汰被仰下度奉存候。

謹貢

一時計仕込候象作り物

一大鏡

一象牙細工物

一臘席皮

一鍊炮大小色々

右ハ微儀の至ニ候得共。自國の產物より任せ貢上仕候。  
御照納被下候不於てハ欣幸至極奉存候。其外國產奇  
品等。猶可備上覽奉存候。

天府ベートルヘルケニ於て即位三年六月三十日。  
露西亞國王アレキサントル判  
右露西亞國王より捧候書翰の主意當節來朝仕候使  
節の役レサノツト申口承り候趣和解仕差上申候。

通詞

連印

露西亞國船首長の者申出の趣并國王書翰の主  
意等の和解長崎奉行所より江戸へ注進有之付  
付當正月御目付遠山金四郎御用被仰付長崎へ

相越同三月奉行所へレサノツトを召出て。肥田  
豊後守成瀬因幡守遠山金四郎立合列座小て申  
渡如左

我國昔より海外小通問をる諸國少くらばといへど  
も事便宜小らざる故ニ嚴禁を設て我國の商賈。外  
國へ往く事をとゞめ。外國より来る事を許さず。強て  
来る海舶ありといへども固く退ていき。只唐山朝  
鮮及び紅毛は往来をる事ハ互市之利を必とするよ  
うらべ。受来る事の久敷素より其謂らるを以てあり。  
其國の如きハ。昔より未嘗て信を通ぜし事あし。か

らざる。前年我國漂舶人民をいざあひ。松前より來りて通商を請ひ。今又長崎より至り好々を通じ。交易を開のんよしとぞかる。既より其事再びお及びて。深く我國小望む心あるの切あるを知き。然りといへども。望請ふ所の通信通商の事。重てこくよ議をべうらざるものなり。我國海外の諸國と。通問せざる事既小久し。隣誼を外國より修める事を。あらざるよからば。其風土異にして事情よれけるも。懽心を結ぶよ足らば。徒小行李を煩らゝさん故を以て絶て通ぜば。是我國歴世封疆を守法なり。争てう其國一价比故を以て。朝廷

歴世の法を變じべけんや。礼を徃來を尚ふ。今其國の  
禮物を受て。答ぞんば礼を志らざるの國とならん。答  
んとそれば。海外萬里何きの國々然るべうらざらん。  
相容ざるの勝けるふ志うべ。互市純如き。其國比有  
所と以て。我なれ所ふ易ふ。各其利あるふ似たりとい  
へども。通じて是戎論きべ。海外無價の物を得て。我國有用  
の貨を失ひむ。要するふ國計の善あるものふ何らべ。  
况や又輕漂比民。奸猾の商物を競ひ。價を何らそひ。唯  
利を謀て。やゝもそれば。風を壞り俗を乱る。我民を養  
ふふ。害有て深くとらざる處なり。互市交易の事あく

て。只信を通じ新よ好いを結ぶ。素より又我國は禁む  
るやう小恵しがをし。爰城にて通せる事をもるさば。  
朝廷の意此の如し。再び来る事を費を事なほき。

○長崎奉行申渡書

先年松前へ來りし節。都て通信通商ハ成難き事をも  
一通り申諭し。國書と唱ふるもの。我國の仮字よ似た  
る書も解しがさに間。持來城許さば。第一松前の地を  
異國の事を官府へ申れ所よいろぢ。若此上其國よ殘  
りし漂流人を連來る。或そまゝ願旨などありとも。  
松前よてハ決して事通せざる間。右の旨長崎を。異國

の事より預る地なる故より議をる事も有べしとて。長崎  
より至る爲の信牌を乞へしなり。然るを今又國王此  
書を持来る事を。松前より於て申諭した旨。辨へがさ  
き小や阿らん。是偏より域を異よし。風土比等しからぬ  
故より通じがことな事あうり。此度改て政府の旨をうけ  
て申諭を事件の如し。特よ船中薪の料をあとふ。然る  
上を我國より近ぢ嶋なりとも。決して舟繫りをべうら  
び。早く地方放き速より歸帆をべし。

右兩條於長崎奉行所申渡有之。丑三月十九日彼津出  
船。廿日直より沖へ出帆。廿一日帆影見隱。依之成瀬因幡

守遠山金四郎。小も彼地出立有之。同五月江戸着小て

事濟畢。

魯西亞來舶記

○松前奉行より諭書

露文字を以て露語又綴り再び日本語又譯を

日本國。露西亞國とい。昔より仇小ても怨ふてもある事かし。其國比船蝦夷が嶋ふ。乱妨せしよりて。此方よりも守備比兵を置き。國後小於て其方比同伴を捕へ。吟味する小及で。彼等先よ乱妨せし。其國政家の志る所よやらばして。海賊の仕業なりといふ。然りといへども猶不信あり。唯今其國の官家より。此明辨を送り其證を明よ。依て初て我を欺のざる事をあり。始

て我が疑念を散し。今其方の人々を返し。此後双方より絶て恨を残さば。異國と新よ通信。并互市戦始むる事。我國の掟を以て許さば。此事ハ長崎よ於て。其時の使節來りし時。其詳なる事を諭せり。日本地方近くハ論なく。蝦夷諸島よても。若異國之舟近づ所よ来る時。則銃丸を以て打拂ふ事。是我管理地の嚴制よして。毎も變革かへする事なし。依て後來今れ事を以て他事小託し。通信の欲情戦以て。推して来る時を不幸よして。害よいたらん。是小依て後來のあめ是を諭を。

文化十年九月廿六日

大日本管理松前之鎮臺

印 章

本紙小押モ所の印章。サタカツと云詞也以て。此人の本名よして。服部ハ此人の姓あり。備後守ハ身分格式の稱号也。

譯

村上貞助

西松前鎮臺官人吟味役より諭書全上

一  
西松前鎮臺官人吟味役より諭書全上

一露西亞船。此二十二ヶ年前。松前より來り。此十一ヶ年  
前。長崎より來る。其時詳より我國法戒諭をといへども。  
然も其方よりハ辯へざる事と察せり。其故ハ言語  
及文字總て相通せざればなり。然るよ今其方の人  
を捕へ留たる小依て。自然小我事也詳戒諭易し。若  
露西亞より歸らバ。明より我鎮臺より比諭書を以て。其  
方比地方。カムチヤツカ。オホツカ。并他の官人より。日  
本の法を承諾させ。此後其方より此上の誤り無之  
様相諭をべし。

一我國中比重禁。吉利支丹の教法小より。依て長崎の

外。若歐羅巴の船を見る時ハ上陸を許さばして是  
を打拂ふ。志クも露西亞船れミ。ヨウラビ。然るは今  
年國後ヨ於テ。是伐かき。アヒ。應接をべき謂れ。カ  
ルを以てなり。又今爰ヨ来るハ。待所の船なるを以  
て。放煩をる事伐禁ぞ。若此後無約ヨして來らば。則  
何處よても直ヨ是伐打拂ふべし。能此趣を辨じて。  
不幸ヨ至るとイヘども。必バ怨ざるべし。

一。若歐羅巴より此方ヨ來りし人。我國人ヨ吉利支丹  
の法を教ふる者。ヨル時ハ。則其者をかくさばして。  
重刑ヨ處する事。是我ガ國法あり。然るは今捕る所

の其方れ者。かゝる仕業をなさば。依て彼等を許して今歸國せしむ。此趣も亦能辨ぞべし。

一此前去八年并去三年。露西亞船蝦夷島より來りし毎よ。其方の領嶋ラソワ人を差越て。竊よ我領嶋を見せし事あり。此主意我方より速よ志るといへども。志くも無智のラソワ人。露西亞人の爲よ勤て来るを憐り。依之兩度とも無事小彼をかへしやきり。然も此後若我ゲ此意を辯ぜば。彼再び来る時ハ。則必是を捕へて。我ゲ法刑よ行ふべし。能旨を辯ふべし。一我國小於てハ。異國と交易をる事哉希ハ。然も我

國中用物不給与る事なし。長崎小於て交易成なハ  
古より我も約与る國の爲より往來を許し。利益の  
みの爲よりらば。然る小往時より其方比念慮を以  
て度々請願をるもの也。汝我國の俗習哉。其國小比  
較せると見えモリ。是大誤きるなり。依て此後宜  
く。總て交易の意戒絶つべきなり。

文化十年九月

高橋三平

相木兵五郎

本紙小於てハ兩官人俗習小依り。日用の題印を。

譯

村山貞助

上原熊次郎

○甲比丹より差出請書

露の横文を譯毛

松前鎮臺附。第一高貴の御役人兩吟味役君へ。露西亞帝の甲比丹コロワイン。士官モウル并ハレフニコフより。君の覺書と名附らまとする書。我等拝見いたし。是哉答奉る爲め。謹て下參小呈し候。我國の舟此二十二ヶ年以前松前。并十一ヶ年以前長崎より來り。日本の高官より如何應接ありしや。予等詳より悉く是をあらば。然も相考候處。又君の如く我が言語を君より志きばして。君は文字言語を我々通せざるを以て。應接中誤り可

有之。且長崎ふ於てハ。和蘭陀國比者譯を欺。話いあし  
候事。曩小我ガ士官モウルグ呈書よ相認。我等も亦同  
様是を證し候事も有之。旁以両方より悉くハ辨せざ  
る事と奉存候。唯今異國の船。貴國中ニ來り候節の日  
本御法制。予等御明諭を以。辨知いとし候ふ付。謹て君  
小感謝いたし候。若神明并君の大帝家大國王の惠を  
以て。予等露西亞ふ罷歸候つ。思召の通。必我地方の  
官人よ諭し。猶又政家よ呈書いこべく候間。君ふも  
御承諾可被下。我愛人の國王聰と御制法の趣。承知い  
たし候つ。悉く嚴よ自國の舟々よ命じ。決して御法

制を破り申間敷候。

○君我等より被諭候ハ。御國人へ吉利支丹比教法を教  
へざる代以て。則生國より差歸され候由。是より依て予等  
謹て愛人比御政家より奉感謝候。右様の大惠只我等のみ  
ならば。我親戚朋友も後來感覺可仕候。然るより右教  
法よりて相願候。露西亞よりハ他國へ罷越教法を  
以て外人を教る事無之儀申上度候。自國中露西亞人  
比内より異俗の國人有之。例へば韃靼人。バンキル人。カ  
ウメキ人。及其外とも。是等ハ吉利支丹の宗徒ハ無之。  
彼等方の教法を別種より御座候。彼等より自分比寺刹。

并僧徒有之候得共我政家是を許し色々の神佛を辨  
し。是戎尊信いとし候事も自身の心より候。是證據  
小御座候ニ付相認之候。

○猶亦露西亞船此八年以前。并三年以前毛夷島へ罷  
越候。前年ラツウ人をして御領嶋小差越。ひそか小御  
島哉伺せ候由御諭有之。此儀より付候て予等謹て申上  
儀有之候。夫毛夷島ふ来る露西亞船各其意異よして。  
それなぞ處の形狀よ。又懸隔いとし候。初めの船ハ商  
賈れものよ有之。乱妨の意を以て罷越。唯我政家不知  
のこならば。その船主も存不申。其仕業ハ盜賊の形狀

小御座候。然る小其頃の船ハ。ジアナヒ儀ム御座候官家代もの  
小て。扶助を請ふてそ此價を贖ふる找願ひ候處。御答  
ハ不受得。進退相迫り。日本の御法制御習俗ハ存不申。  
旁無據入用の品少許を取候共。日本御役人の御損失  
小相成候程の事ハ。悉く代料を以相贖候半々存罷在  
候。然る所日本の御方々小も。歐邏巴の風俗。并ニ應接  
の法御存無之候故。初船の仕業を以我等罷越候も。同  
様此儀又被思召。我等も御免許無之事。御尤の儀又御  
座候得共。乍然唯今爰又申上候通。船の間懸隔い多し  
候儀ハ。此申上の三通御承知可被下候。扱ラソワ人の

儀ハ我政家の申付を以て御島へ罷越候ハ決して無之。并葛莫西亞都加の官家も彼等所爲より於てハ存不申。是我等既と承知罷在事より御座候。猶彼等葛亞都蛤の役人共と相隠し自分身上の利の爲かいたし候儀ハ當所みて予等同居へさし候。タリツケ人アレキセイ自身承知罷在候。君の覺書以来ラソワ人への御取扱方至て適然此儀ニ御座候。右より付予等謹て君小感謝いたし候。予等罷歸り候後彼等仕業の儀ハ政府へも可申聞候。我等按むるよ葛莫西亞都蛤役人ども。彼等此後右様の儀不得仕様嚴制いたし露西亞全國

境界の如く。役人の免許無之候得バ。妄よ他國中小出  
行不相成。制法の通可取計事小御座候。

交易の儀よ於て。我等謹て可申上儀有之候。露西亞許  
多の國々と。交易の約束有之といへども。然も何處の  
國人よても。予が政家暴凌の形狀を以て。交易哉強ひ  
不申。唯双方より相好。双方は勝手よ相成候故の儀ニ  
御座候。右よてを日本の御政家。新よ異國と交易る  
事を不被爲儀ニ候リ。我政家曾て強願いさし候よ  
ハ無之候。葛莫西亞都蛤。并オホツカの諸國の露西亞  
領たるもとも。既よ百年を過ぎ。其節総て日本交易ハ

無之候得。ども存在いたし候得ハ。此後交易無之とも。  
立行可申事ニ御坐候。右の通ヨ御座候得ハ。日本の御  
政家ヨモ御承知可被下。我等自國小罷歸ク候ハ。此  
覺書中。并高貴松前鎮臺より此諭書を以て。御法制小  
逆し。時々君を刦し。交易を願ひ候事無之様可致候。并  
此諭書ヨ依て。我等彼高擢君。及君ヘ至多比恩惠を感  
謝奉リ候。

ワシリイ ゴロウイン

千八百十三年九月日 フエドロ

モウル

アンテレイ ハレフニコフ

右反譯仕候上。在留露西亞人共へ爲讀聞候處。相違無  
之候小付奉差上候。以上。

村上貞助

上原熊次郎

○牧野備前守より諭書

我國と其國との境よ。あうひよ音信代通をる所を。  
立たれとの事なれ共。前々も申聞をる通り。差許し  
難き國法なり。我國のそばハ擇捉を限り。其國の人  
ハ新知を限りふして。其間の嶋々へハ人家を設ざ  
るべし。あゆる時ハ。たゞひよ出逢事もなく。双方無

事ならん。若其國より擇捉迄来る事。アラバ。已事を  
得べ此方比國法通り。嚴敷計ふべし。

去年箱館出帆の時。残し置たる文体小てハ。其國より申越たる事共詳み答へば。我國の制度計り申諭せし故。其國へ持歸りて見せし時。必定此方へ比申方。明白ならぬ小なるべきのを疑ふと見えたり。其國の役人申處。我國比法度小障る故。一々答小及をざるなり。其年渡来せし船中の者共。我國へ對し少しも無礼不法もなれ譯も留置しもの共を。残らば歸たるふて知ふべし。境を定應接比處を建る事ハ。

我國法より許さぬなれば。渡來者との取計により  
ことふ事よりてハなし。此譯伐能々心得歸りて。其國北  
役人小申聞をべし。

文化十一戊年正月二日

又

漂流人受取渡しの儀。得撫ハ空嶋より付。双方より右嶋  
まで差遣候て。當人難儀可致段。一應尤の筋小有之  
候得バ。たゞヘ新知ラソワ人きりとも。擇捉まで相越  
候儀ハ。決して寄付申間敷筋小候間。矢張得撫島迨差  
送候様申聞せ可然候。此所斷然と無之てい。隔絶の趣

意難立候。尤空島へ放し遣し候事ハ無理成様候  
ども。船を仕立食物等相應よ取入與へ候リ。何様よ  
もハ急し立歸候儀可相成候。勿論此方より比漂民ハ  
不及差歸旨申渡候程の事ふ候間。右比通り離嶋より送  
り越候儀難成候リ。歸る小不及候。此方漂流のモ比  
ハ得撫島へ向け船を突放し候段申聞せ可然事。

文化十一戌年正月廿九日

當夏擇捉よて露西亞船と應接の為牧野脩前  
守書取

彼國より申越候。接境を定應對仕度由ハ。則通信通商

小相當り難成段申迄も無之候。國境を立候儀ハ。此方ハ擇捉域限り。彼國ハ新知と心得。其間よ有之鳴々へハ。双方より人家を差置間敷。若彼國より擇捉迄罷越候クド。打拂候段可申遣候。

一出帆の節差出候書面の趣意よてハ長崎ふてレサノツト申立不宜候よ付。御取上無之と申様の筋小不て不調法ヨ成候。此度も諭書の趣ハ。彼國此書面ヨ拘いらば。此方の御制度をのり申述候故。彼國ヘ持歸候上。必定番人申方不行届候よ付。又候ケ様比次第と申様よ相成咎と得可申哉と迷惑いとし候趣

相聞無餘儀筋とも可申哉。付。何も支配吟味役心得をもつて。イルカフツカオホツカの書面の趣ハ。我國此法度小て一々難及答。依之奉行より返答ハ不致段譯申諭遣し。勿論此度罷越候船のもの。我國へ對し少も不調法の筋等無之。夫故捕置候ものどもハ返遣候。接境應對の事ハ。國法よて難差許上ハ。差越候との取計よ拘り不申事小候段戻。オホツカ役人迄可申遣候。

一漂流人受取渡の場所ハ。嶋々此内よ定置候方可然旨と申聞候得共。右ハ兼ての申諭よ齟齬いたし。送越

方無之候り。不及差歸旨申聞可然儀ニ候。乍去嶋  
々引續候國柄小候得ハ。右程の事ハゆる免置候方。  
却て以後北渡來を絶候筋とも可相成哉。付。若當  
夏罷越候節。此方の漂流人送越候方の儀承り合候  
リ。得撫島迄送歸候儀ハ。勝手次第の旨相答。彼方  
より不申聞候リ。此方より申越モ小ハ不及候。  
右の趣を申諭書ハ。程能く相認め差遣候之様。可被取  
計候事。

文化十一戌年二月二日

○松前志摩守へ達書

東蝦夷地擇捉嶋の儀。以前其方領知の節ハ通船等も無之由比處。御用地以来追々海路も衆開。於當時ハ外蝦夷地同様。夷人服從撫育も行届候事候。彼嶋よりハ島々相連り異國と相接し。既前の隣島得撫ヨリ。露西亞人居住も有之。御國境大切の場所柄よ候得ハ。是まで松前奉行取扱來候心得方。篤と被承合產業撫育等。永く不等閑様一際入念。服從專一よ被心懸。取締方嚴重よ可被申付候。隨て北蝦夷地の儀も。異國程近の土地よ付。是又入念可被取計候。

一先年國後よて召捕候露西亞人ども。酉年歸國申付

候節。彼國より地境等之儀ニ付申越候趣有之。右の答。翌年擇捉迄承り。又可參旨申置候付。擇捉を國境ヨ致し。露西亞人ハ新知を限り。其間の得撫ハ双方ヨリ不立入。若擇捉迄罷出候ハ無用捨打拂。漂流人送越候とも得撫迄送返候儀ヨ被相定。その旨露西亞人へ可相諭善の處。帆影見え候までよて其後渡来無之候。此上万一右の答承度由よて。擇捉へ渡來於有之ハ。其船を留置早速可被相伺事ニ候得共。是迄の事情覺悟無之候て。異國人と比應對不都合の儀も。可有之候付。此旨申達候。猶委細の儀ハ。松前

奉行より可相達候條可被得其意候。畢竟彼國と通  
交の儀爲可被相絶。右の通取計候事候條。萬端可爲  
其心得候。

文政五年三月六日 得 摂島の義書 抵

○擇捉出張仙臺會津兩家人數へ松前奉行よ  
り達の事。○大抵對共要。○時當對共要。○時當對共要。  
一此度蝦夷地在勤れ輩未々迄作法能神妙よいたし  
罷在。蝦夷共賴母敷存候様可心掛候。少も蝦夷の妨  
みならざる様可致旨可被申付候事。

一砦も無之場所比事故。陣營の心得よて居小屋補理

一致し候り。土地を見計ひ要害を構へ。又小土居を築堀切いをし候儀も心次第は可被申付候事。

一枝木入用候り。自分共支配せ者へ相斷。山林より伐出し可申候。居小屋廻り雜木繁り。要害比妨小有之候り。伐透し又焼拂候共。是を相斷候上勝手次第可被致候事。

一異國船より仕向より。及對談條儀も可有之候間。其趣被相心得べく候事。

一異國人上陸此時。並應對此時の最初。筒先高く玉拂いたし候由より候間。此義も心得罷在るべく候事。

一打拂候計より難行届候り。上陸爲致討果候義  
を勿論候。生捕多く候り。彌手柄可爲候事。

一異國船海上罷在誘ひ候共。此方より船を出し。打  
掛候義を見合可申候。敵船打負漕去候共。是又みど  
る小追駆申間敷候。

一唐太へハサンタン。並オツコ人罷越候間。露西亞と  
相違ひ。手荒比取扱不致候様可心掛候事。

一擇捉の蝦夷も。年來露西亞屬嶋の蝦夷と出會候事  
も有之候間。露西亞着船比時自然内應の様子も有  
之哉。或ち弓箭を以手向候事も有之候り。用捨な

く可打殺候事。

右の趣爲心得申達候。此外臨機の事ハ存寄次第。可被取計候事。

戸川筑前守

河尻肥後守

村垣淡路守

荒尾但馬守

通航一覽

文化四年二月三十日

○露西亞渡來の濫觴

往年レサノフ使節を奉し来りしひ。我邦を始めて親

を結び。交易の路を開かんとは事なし。其濫觴ハ。  
我伊勢の國白子の光太夫磯吉らの漂着せし折柄。彼  
邦人よ語りて。我邦小第一の產物ハ米穀よて。年々夥  
く實れ。詮かとなく品川の海中へ沈め棄る由誇り  
しき。左所らバ棄べき物を。交易よ乞ふ。名目と  
なき。彼よを無用の棄物。我よをあれを得バ。麦比如  
く日用のもの。無之とも。止百里シペリ地方又アメリカ  
小運送し。あれを食ひるを教へ導うバ。その地を蕃殖  
せしむるの一助ならん。且ハ其他比百物も漸々小交  
易を初て。おきを止百里地方に賑となき。益人民も

増加をべし。さて又止百里地方に開けざるハ舟楫の  
便所しく。大川のモといへども皆氷海より流れ注けバ。  
海より船を行ふ所なく。あれよりて日本と互市  
の議とれり。黒龍江ノスソ此地より於て一港を開  
くべし。而してパイカル湖。

イリコツカの西より。長さ日本の里數にして三  
百二十里。北湖水幅八十五里をかり。其深き湖心より  
て試るよ。三千尋の繩を下す。底よとゞかぞと云  
り。至潔の水よして數十尋の底も細沙まで分明に  
視るを得といへり。

見るを得どいへ

の北へ流きてアンガラ川となり。永海へはミ注げる  
を。南北方へ地を切闢きて。黒龍江へ注ぐべ。船路あれ  
より開け。唐太は海口よりイリツカまで。舟楫の往来  
自由なるべし。左の易時ハ止百里地。數十倍の繁榮せ  
る地とならん。其地形を熟察する小。バイカル湖より  
黒龍江の源頭へハ近きべ。國中の囚人命じて。あれを  
闢かしむる小。其費も僅なる事ふて。後來大益を得る  
也良策なり。されども黒龍江ハ清國の版圖中ふ入て。  
往昔ハ木の川の南まで併呑し。露西亞人行て住し。城  
までを築けり。此水中よて真珠のあく採るより。韃

韃人と争ひ起り。康熙年中。は黒龍將軍。よ命して。兵を遣をし。あれを伐しより。後の双方より和親とり結び。奥安嶺は一帶を以て。両國の界となし。界碑を立て。長く違約ならざる事とあれり。されば此度ハ新よ使節を北京よつりえし。此度日本と交易をとて結べる小付で。黒龍江ノスソよ於て。一の港を開ける地をのらんと。聘を厚くし遣えせり。此使節と。レサノフ。は日本へ使城奉をふを。一時よして双方へ遣さざれば。若清國と日本と申合。これを拒免。済事も有んと。レサノフハ。カナスタ港より開帆し。南アメリカの極南岬を免

ぐり。サンスエツ嶋よかゝ。それより葛摸止葛杜よ  
着し。又オホツカ港へ到り。あれをイリコツカへ告し  
むる。イリコツカよハ。兼てより北京へ遣をせゆ使  
節來り待居て。レサノフのオホツカ港より來り。オホツ  
カより開帆の期を聞合せ。イリコツカを發し。北京へ  
赴きけり。志くるよレサノフも長崎へまえりて。和親  
互市の義を願へども。議おれどあるされど。空く本國  
へ歸帆せゆ。北京へ遣せし使節も。數日北京よ在て  
乞ける。北京よも。定て廟議行りし。北方止百里地  
れ蕃殖せゆ。他日一大邊害れ基なきば。好まざる事

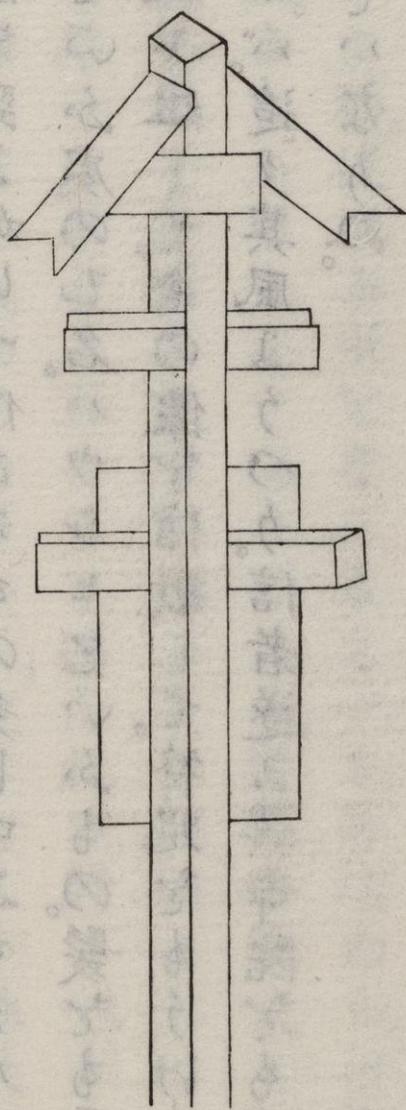
なるよ。况や黒龍江北ノスツハ地をうを事ハ猶以失  
策たる決議アリ。去ながら年來北邊無事なりし。露西  
亞は歡心を失へる事を慮り。その使節小重賂を與ヘ。  
程よくかきを辞してかへせり。あらるよ此使節ハ本  
國ふのつり不首尾となり。大よ貶せらましと云リ。レ  
サノフハ本國を發せざる以前少國帝より軍艦をも  
て日本へ遣そせる事なれば。西洋諸國ハ約束少て。何  
らかじめ通達なけバ。軍艦をそばさだぐよて。拘留  
する事なるが故よ。諸國へ檄文をまわし。此度日本へ  
交易ヒ儀みて。軍艦をつうをせバ。此艦は妨げうけざ

る頼狀をまわし。各國の王より請書をとて後出帆  
せし事なれば。事比どくのいざるハ。外國ふ對し面目  
なく。且牌符まで奪取かつされし上ハ。本國へ申已け  
なく。何とぞ別ふ功を建て。申已けの一助となさんと。  
氷海へ乗込。未入は見付ざる地ふてもありて。あれを  
見開き我勲となさん。死せばそきまでなりと決斷し。  
船を左せ入けるか寒甚しく。船子ども過半ハ凍死し。  
我ハ死せざればやむを得ば。又カムサツカへかつり  
来りしよ。たまく罪人六十人。アメリカへ遣をせる二  
船はありて。四十人と二十人と乗たふなりしが。其者

どもよ命じ。日本人此度の所爲。いのよも口惜く。憤り  
小たへう。彼地小寇をなし来るべし。若功あらば都  
此方へ。よき小申立んと。りければ。無頼の罪人とも  
時を得そりと雀躍して。唐太嶋よ來り乱妨せしきど  
も。その年ハ日本も二百十日を過たれば。歸るべきも  
のハ。皆歸り盡せし。との事小て。秋季よアハ往来通  
せざるをもて。翌年の夏まで舟路開けざれば。誰より  
て露西亞人の來り寇せしとハ知ざりし。翌年亦來  
り擇捉島よ。乱妨をそらけるふ。去年唐太の火とを  
あれる者なげき。寇小来れるとを知もばかく。漂着

せし事小やと推量せしふ不覺をとり。古来未だ有ら  
ざる敗辱をとりて。露西亞人よ笑をれたり。有北紀聞  
擇捉島よ。露西亞人の法を教へたす。蝦夷人ども  
その像を頸よかけて信ぞるもの多し。中ふもシルシ  
ヤムといふ處の二名。ハウシヒといふもの。髪をも露  
國の風小組にて。その像を信敬して。符呪をもうけ  
りしきば。追々其風ようつり。信者遂ふ其寺院をも建  
る事とハなりぬ。

## 十字架の圖



如<sup>レ</sup>此して三四寸程の角物高さ壹丈余り。處々文字を彫り建置て。これを朝暮より拝する事なり。よつて予其十字架等を拔倒して。そきより擇捉嶋の奥地。カムイワツカオイと云處ふいとりて。

ワツカオイと云處ふいとりて

天長地久 大日本國

かくの如き此木標をぞ建ありける。此あるしを書くるハ。水戸藩中木村謙次といひて。予小ちとづひ擇捉嶋へ渡りし人なり。然る小此時チュフ夷人。イチヤンケムシといふも此擇捉嶋へ来れり。此も此モラシヨワ嶋北産なぞしげ。此度日本より切りひらきて。米酒煙草衣服みいたるまで。何足らざるといふものなく。擇捉ハ大ひよ繁昌の地となりしと聞て。其子イモン

ケセツクルとも少。つひよ歸化し。風俗をも變じたり  
しうば。其イヤンケムシといふを改めて。市助と名づ  
けたり。此も北かつて東察加地方へ往来して。よく針  
路をも辨へ。其鳴岐嶼泊の在處など。知りあるよしな  
れば。予これを聞より。米を紙上よろつめて。鳴の形  
状を作らしめて講究し。擇捉の乙名ルリシヒ。および  
イワレキイコルテク。ならびよ厚岸の乙名イコトイ。  
およびハツコ等をはじめそ北外小も。志むくチユブ  
中の諸島へ。往來經回せし蝦夷人ハ。ハウシビタカロ  
クイベツケウシなどいひつる城集め。再三これを討

論し。はじめて其諸島の形勢を。つまびらかに考る事を得たり。續蝦夷草紙

○露西亞人渡來年譜

抑蝦夷ヶ千嶋也。松前蝦夷のめぐりよ所也といへども。就中東蝦夷地比奥小多し。則國後嶋。擇捉嶋。得撫嶋。新知嶋。占守嶋等の二十三嶋也。鳥蹄の如くよづくなり。露西亞比東察加迄續ある事なれば。終々彼國より蠶食して。嶋々比名をも付改めて属嶋となし。既又得撫嶋まで。露西亞人共来て住居せし故。公邊より人伐遣えし。是伐さぐらしめ給ひける。其事尤ごし。

て多がえざる小因て。終小も國家の患あるべしとて。  
寛政十年年よ。御自付渡邊久藏胤。御使番大河内善兵  
衛政壽。御勘定吟味役三橋藤右衛門成方をして。蝦夷  
地巡見せしめ給ひ。其外十二月廿七日。御書院番頭松  
平信濃守正明をして。蝦夷地警衛の事をぞ命せられ  
ける。抑露西亞人共。是迄度々蝦夷地の奥嶋へ渡来せ  
し年譜を志らべけるよ。

明和二己酉年。露西亞人イハンノイチと云もの始て  
テシヨワ嶋よ至り。新知嶋よ越年モ。

同三丙戌年。同人擇捉嶋へ渡来て。嶋中の様子を見

分し得撫嶋より歸りて越年を。

同四丁亥年。同人得撫嶋より先々小渡嶋し。ラシヨワ  
嶋の蝦夷人より對して不法小及びぬ。

同五戊子年。露西亞人乗組の大船。得撫嶋の東浦ワニ  
カウより渡来て越年す。

同六己丑年。露西人イハンホロシイチイカノフと云  
もの。得撫嶋へ渡來。大隊より敵來

同七庚寅年。露西亞人共。得撫嶋より於て。擇捉嶋の長夷  
を鉄炮小て打殺す。

同八辛卯年。擇捉嶋ラシヨワ嶋の蝦夷人等。徒黨し得

撫嶋小おひて。露西亞人數十人を殺害小れよぶ。  
安永元壬辰年。露西亞人共マカソル、嶋よて。ラシヨ  
ワ夷人の為小殺害せらる。

同ニ癸巳年。露西亞人等大船よて。得撫嶋へ渡来しけ  
る程小。擇捉嶋より出稼の蝦夷人共ををじめ。國後  
嶋のもの不殘歸嶋よ及びし。後小彼大船難風よ逢  
て。得撫嶋の西浦アタツトイといふ所よて。破船小  
れよびぬ。

同三甲午年。擇捉嶋の蝦夷人とも得撫嶋へ渡海の處。  
露西亞人衆組の船破船しけれバ。アタツトイ小住

露西亞人衆組の船破船しけれバアタツトイ小住

居して擇捉嶋の夷人と和談よおよびて終よ交易  
の道域開き初めたり。同四乙未年露西亞人共アタツトイよ滯留モ。  
同五丙申年同滯留の處本國より大船一艘得撫の東  
浦ワニナウヨ渡来しけるよりてアタツトイ小  
島る處の露西亞人もワニナウヨ來りて越年モ。  
同七戊戌年露西亞人ケレトフセメテリヤウコヘツ。  
其外大勢の者ども露西亞國より通信通商の願と  
して得撫嶋より小舟よ乗組て東蝦夷地キイタツ  
フ北内ノツカマフ北番所運上家よ至り松前之家

臣と應對の上より。本國才ホウツカへ歸帆し。其年  
此秋の末小至り。得撫嶋へ渡來を。

同八己亥年。露西亞人ケレトフセ其外のものども。東  
蝦夷地厚岸比内チクシユイと云處より至り。昨年申  
立の趣を以て渡來の處。右願の趣を相叶をざる  
よし。番所の役人共より申渡の上。船中糧米等の手  
當有しうバ。早速受納して。得撫嶋より渡て越年す。

同九庚子年。露西亞人ケレトフセメテリヤウコヘツ  
等。乗組船をワニナウより繫置し處。津波よりの大船。

同所の山手へ打上られて。溺死せるものも數多のよ

同し。此年十月の頃得撫嶋西浦へウと云處へ。露西亞國の大船流寄。其船中より壹人の死骸。其外露西亞の國産の品々積入たり。

天明元辛丑年。ケレトフセ等。得撫嶋より小舟より乗組。同歸國のよし。

同四甲辰年。ケレトフセ等大船より乗組。先年山手へ打上られありし。大船下げ方として得撫嶋小渡來モ。同五己巳年。露西亞人シヨンノスケ。イジヨウ。ハノ力ケチの三人。得撫嶋より擇捉嶋より渡來して越年モ。同六丙午年。東蝦夷地廻嶋見分として。官吏最上徳内。

擇捉嶋小至て。露西亞國より來り居る處の三人の者より應對よ及ぶ。其内ハノカケモ。此年擇捉嶋より。小舟より乗り。嶋傳ひよて歸國よれよぶ。

同七丁未年。露西亞人シヨンノスケ。イジヨウの兩人とも。擇捉嶋より住居を。

同八戊申年。右二人の者も小舟より。嶋傳ひよ歸國す。寛政四壬子年。露西亞國より。日本漂流人。伊勢國白子村の船師幸太夫。并炊き磯吉と云者を送て。東蝦夷地根室場所小渡来モ。

同五癸丑年。右露西亞人共よも。箱館より至り漂流人を

同五癸丑年右露西亞人共よを箱館み至り漂流人を

引渡歸國を。西亞人共よを箱館み至り漂流人を  
寛政七乙卯年。露西亞人ケレトフセ伐初めとして。數  
十人大船小乗組。得撫嶋のワニナウへ渡來し。三十  
余人を上陸させて。残り直す歸帆ふ及ぶ。

同八丙辰年。露西亞人等得撫嶋よ住居し。東蝦夷地厚  
岸の長夷イコトイ始。其外の長夷等申合て交易伐  
えじむ。

同九丁巳年。右同斷。

同十戊午年。右同斷。

同十一己未年。前同斷。今年東蝦夷地奥邊迄。御用地と

成る。

同十二庚申年。厚岸根室國後嶋の蝦夷人共。得撫嶋へ渡海の義差留よ相成。但擇捉嶋の夷人共を。渡海小及ぶといへども。交易の義を嚴敷差留らる。

享和元辛酉年。支配勘定格富山元十郎。御小人目付深山宇平太。得撫嶋へ渡海し。露西亞人ケレトフセ等小應對よ及びて歸る。

同二壬戌同三癸亥兩年。露西亞人共。得撫嶋よ滯居せといへども。蝦夷人等交易の義なし。眞也了了。文化元甲子年。露西亞人共。得撫嶋より歸國の積りな

文化元甲子年。露西亞人共得撫嶋より歸國の積りな

りしが。風順なくして同嶋より越年を。  
同二乙丑年。露西亞人ケレトフセ病死。其外の者共歸  
同國をべき旨。ラシヨワ嶋の夷人等と應對し有しよ  
き。

同三丙寅年。露西亞國大小の船兩艘。唐太嶋より渡來し  
て乱妨ふ及ぶ。酒米等其外の品々を奪ひ取。番家を  
おじめ藏々等を焼拂ひ。番人四人を捕らへて歸國  
を。

同四丁卯年。右の露西亞船兩艘。擇捉嶋へ渡來し乱妨  
ふ及ぶ。紗那會所。并南部津輕兩家比勤番所。及び藏

藏等を焼拂ひ。米酒其外諸品を奪取。番人どもを捕  
同て。船より乗組せて出帆せしが。又唐太嶋より上陸し。其  
外利尻嶋沖合より。日本船を焼拂ひ。擇捉の番人五  
郎次左兵衛を船より残し。其外のものをぞ日本へ歸  
して歸國を。

同五戊辰年。露西亞の大船。東蝦夷地。エトモより渡來し。  
白鳥の澗より於て船圍ひを。

同六己巳年。露西亞船。又エトモより至り。松前沖等を乗  
廻る。同八辛未年。露西亞國大船。擇捉嶋のアトイヤより渡來

同八辛未年。露西亞國大船。擇捉嶋のアトイヤ小渡來

を。夫より出帆して。國後嶋のベトカと云處より入津  
し。船長ゴロウヰシをもじめ。露西亞人土人哉捕へ  
て。國後詰合より松前へ送る。則松前より於て禁錮也。  
同九壬申年。右の船再び國後嶋より至る。休明光記遺稿  
五  
年表  
寛政五癸丑年三月。露西亞船始て松前より至り。漂民幸  
太夫初三人を送り越毛。始て通商城求むるなり。五  
月。石川將監村上大學を遣そされ。信牌城授け退  
帆。

文化元甲子年九月。露西亞船長崎より至る。使者レサ

ノツト信牌を持參書を呈毛。遠山金四郎毛遣毛され。信牌を取上げ國法を示し退帆。

同三丙寅年八月。露西亞船擇捉より寇毛。九月 唐太  
小寇毛。

同四丁卯年三月。露西亞船唐太小寇し。酉藏福松富  
五郎深七四人毛捕へ去る。四月 擇捉より乱妨番人  
五郎次を捕へ去る。五月 松前洋中より往来して。船  
物を掠め武器を奪ふ。六月 利尻の地方へ。前の四  
人毛放し。書付を渡し明年又来るべき旨を云しな  
り。

同八辛未年四月。露西亞船擇捉より至る。五月。國後へ来る。是時甲必丹ゴロウイン初七人。ラソワ人壹人都合八人戦捕へ松前へ送る。

同九壬申年七月。露西亞船國後へ至る。セシヘコタニ地方へ五郎次を放し。甲必丹以下八人戦取返し度肯申含め越なり。八月。國後の沖にて。高田屋嘉兵衛を捕へ載せ去る。

同十癸酉年六月。露西亞船國後より至る。高田屋嘉兵衛を放し返す。諸事申含め越なり。是時高橋三平が召捕者の内。マタロス一人戦召連毛。函館より國後

へ相越し。此壹人へ諸事申含め。船中へ遣をし一宿  
せしむ。彼方比ものは是よて。始て八人の者夫々手當  
も厚く。恙なく罷在を知るなり。然る上々其願は任  
せ。八人の者共差返にべきよ依て。先頃國後よて掠  
去たれ武器戦差戻し。其上過戦謝をるの證據文戦  
持參せんよ。速よ八人の者も渡をべし。尤此次ハ  
直よ松前へ来るべき旨を申含め遣を。マタロス直  
小此方へ差返し退帆モ。九月露西亞船函館ふ至る。  
船中甲必丹卫リコルト。伊爾蛤都哥酋長比書戦持  
參。是時函館ふ於て。船中甲必丹卫クコルト。在留甲

參。是時函館は於て。船中甲必丹卫クロルト在留甲

必丹ゴロウイン兩人へ。松前奉行よりの諭書一通。  
吟味役よりの諭書一通を授け。請取書取之。八人共  
不殘引渡し遣ちし退帆を。此退帆の時。通詞村上貞  
助上原熊次郎。實小彼船曳送て海上より至る。是時來  
成年又来て。此度挨拶の書を賜り。依て國界を定め  
度旨を云しなり。

右ニ付翌文化十一成年正月。國界の事。此方ハ擇捉  
追城限り。得撫は空嶋を中間小置。其先新知よりと  
彼國と相心得べく旨。牧野備前守植村駿河守より  
御書取下る。然るよ此後彼國の船。遂に来る事なき

よ依て。右國界を立る事を此方計みて。彼國へハ達  
モる事なし。得撫島の義書抜

○新知島を露人竊よ服從せしむる事

近くも寶曆比度。露西亞人得撫島へ渡來。其内五拾人  
程。霧多布よ罷越し。交易找願出たり。其砌露西亞人の  
近年見出し由よて。國後島邊も。露西亞所有の色分の  
る繪圖残出し見せし故。松前家来共咎よ。蝦夷人比  
居る慶也。露西亞比都近くよても。日本の所有なり。此  
繪圖の色分ハ是心得グとし。古来より蝦夷グ千嶋と  
いひ傳る島々ハ皆松前の所有なりと云けれバ。露西

いひ傳る島々。皆松前の所有なりと云けれど、露西

亞人尤も伏し。願出る交易比事も相成がたき旨をも  
てかへしけり。然る小當年擇捉島へ。新知嶋の夷人三  
人來り。皆露西亞比姿ふて髮ハ三組下し。着服も又露  
西亞の仕立なれば。右三人を擇捉嶋より留置。其もの小  
問けるよ。十八九年前まで。蝦夷小て有しげ。露西亞  
人參り服制相改めしと。然バ寶曆の度尤も伏し歸り  
けれ共。竊よ服制を改めし事。相違無之見ゆ。休明光記

附錄

○唐太嶋處置評議の事

一 唐太嶋地理是近相探り候事。天明の度始て比義よ

て庵原彌六大石逸平罷越。其二三分を見及ぶ迄と  
被相察候。此もの共儀當時死失仕。其後寛政の度。和  
田平太夫最上徳内。其二三分を探たる哉よ相聞候。  
右兩人へ種々相尋候處。三ヶ條のみ比儀よて。一向  
心得小相成べく義無之候。宗谷より纏十八里比海  
渡よて。見渡の島よ有之候。東地根室より國後嶋を  
見るが如しと奉存候。諸亦唐太のもの共。蝦夷別種  
ふ無之。寶曆以来松前家より家来も差遣せし後。寛  
政度よ相成不絶差遣候趣よ有之。松前の屬鳴と辨  
じ被在候よし。已よ當時ハ唐太運上家も有之候得

じ被在候よし。已よ當時小唐太運上家も有之候得  
共一境界小引離きし譯みも無之候。山丹境の義是  
適見及ぶもの無之候。

一山丹人唐太嶋へ交易ふ罷越候由よて。其品を虫比  
巣玉錦段織等僅少持來。臘虎皮と交易仕る由よ候。  
夫辻も拾別多人數罷越。交易仕る杯と申儀不相聞。  
東地露西亞人罷越候分ハ。些少の義よ相聞候。

一滿州人の義。從来唐太まで罷越候事承及不申。風説  
小ハ。山丹より滿州境小關川有之。山丹人来る節右  
關小て改め。一屋鋪を設置其内少入。他出を許さば。  
交易相濟候得ば。直よ關を出をよしよ候。

一山丹人の立入を可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>禁哉否<sub>レ</sub>比儀。是以國境の様子  
其事情等。見極無之内を。當否難申上。禁比姿も相定  
兼候間。篤と其實地を極る迄ハ先静小御處置を付。  
山丹界を見極候上<sub>レ</sub>。其堺を越來らざる様取締  
を付。唐太地へ立入ざる様可仕義。萬全の義<sub>レ</sub>有之  
候。

一此度御處置有之<sub>レ</sub>。交易其外立合の事。俄小相改め  
て<sub>レ</sub>。事情小違ふべき義<sub>レ</sub>然る間敷。指置と申<sub>レ</sub>よ<sub>レ</sub>  
無之候得共。事情相探たる上。自然<sub>レ</sub>遠ざくる方可  
然奉存候。扱山丹人比人品を相察<sub>レ</sub>する小。至<sub>レ</sub>野鄙

然奉存候。扱山丹人比人品を相察する小至て野鄙  
なる趣小て露西亞人杯とい風俗甚異ある哉ふ相  
聞候。

一公然小交易の義相成ても全以不可然義と奉存候。  
其實ハ追々斷切比方可然奉存候得共先以其儘小  
て差置き。山丹比國境等伐能々見極評論の上如何  
様小も可相成義ふ有之候。俄小斷切てより其虛實見  
極兼候得ハ先暫し從前比姿小被差置方可然哉小  
奉存候。

一御創業以來西國小限の外國交易比義新ふ東國小  
始る事不容易ハ尤の御義ふ付相考候處當時朝鮮

比義宗對馬守引請。公私交易の義も有之。殊々來聘  
も仕格別比義も有之。山丹もそれとハ違ひ。國境を  
私々來往すること。數百年間の事より。差別ハ有之  
候得共。交易被差許義も。長崎も限り候へハ。彼地小  
てハ交易不差許方可然奉存候。

一 後来唱の義御賢慮比程御尤も奉存候。古今外夷と  
交易比義ハ其費不少。唐太比交易ハ僅小錦玉類小  
て。國用入命小預る品ハ無之。依て交易無之ども聊  
差支ハ有之間敷候。諸唐太も別境界の形より。山丹  
人罷越念を入るとの事故。捨置なば。又山丹人宗谷

人罷越念を入るとの事故。捨置なば又山丹人宗谷

よ来る節も。宗谷城も捨て次第より退よ至て。後  
害となるハ勿論此義よ有之。山丹境迄を何よりも曰  
本地故寸地とも捨る義不可然ハ勿論よ候。又山丹  
此境へ押入も不可然無境を守る事可宜奉存候。又  
不毛の地を捨置候方可然との説も有之候得共。空  
論奇妙此沙汰よて實事と不得哉よ奉存候。併無人  
國なれば其義も可有之哉よ候へども當時唐太ヒ  
義ハ松前へ相属せる事よ付。何き小も見極の上。取  
締を附るの外無之義と奉存候。恐なびら北海竹嶋  
を被捨ニ付。其節其地を争ひ候事故。彼是紛議の出

來候半事哉御探察比上。格別の御沙汰ふもれよを  
ざる儀哉。今ふ至ても如何の様ふ唱る義も有之候  
ヘ共。治世程云々此説起り候ヘバ。唐太比義ハ。口蝦  
夷地續き同様ふ候得也。猶以ての義ふ有之。如何様  
ふも。山丹比塙を守る方。萬全の儀と奉存候。

一  
先年露西亞人ヘ。長崎比外交易無之趣。委細小申渡  
候得バ。唐太ふて山丹との交易を。外夷小信を失ふ  
の義。御尤も奉存候。右交易を大小となく斷り切の  
方可然奉存候。扱山丹境界見定る迄も。數百年徃來  
せしよ付。先今迄此姿ふて被差置。三四年比内ふも。

せしよ付。先今迄此姿より被差置。三四年代内より。

唐太國境の見極も出来可仕。其上より御取捨可然  
義より奉存候。當時朝鮮と對州とい通路も有之。山丹  
とハ差別ハ候得ども外國相隣り同様の義と奉存  
候。唐太ハ御料より一般より日本國中の御處置小候  
へ共。是迄松前家より。山丹人小眞の交易仕とも無  
之。唐太比蝦夷ども臘虎の皮を交易しまじ松前より  
て交易仕趣より候間。公私貿易被差許譯より無之候。  
然ハ松前家上地の跡を可然輩へ被下候とも。從前の通取計てハ可相濟哉より候へ共。右の振合より相成  
てち。兼て申上置候通。蝦夷地御取締往々不可然奉

存候間。何きよも御處置無之てハ。相成申間敷存候  
ヘども。右交易よ於てハ。露西亞人よ被仰渡も有之  
のこならば。公然の交易仕そよろしかる間敷。然ど  
も右の仕来を。俄よ斷り切ハ暫く見合。唐太蝦夷の  
相對貿易を。先其儘差置とも御直比御處置よて。さ  
らよ交易を許さる。よハ當る間敷。蝦夷地の貿易  
も。數百年の仕来よ候得バ。露西亞人よ被仰渡よハ  
矛盾いたを間敷。蝦夷人と私の貿易ハ。暫寛小見置  
迄みて。公然と仕譯よも無之故。敢て害も有之間敷。  
猶亦其上よ見切仕。差捨比事相定るハ勿論。山丹の

猶亦其上より見切仕。差捨比事相定る。勿論山丹の

各勝手より不相成様より指揮候り。貿易も相止申べく。  
若尚相止ざる趣より候り。其節比事情より志とびひ。  
問境を越来る義を勿論。滿州と山丹との如く嚴重より  
可取計。其上より勝手より不相成交易より候得を。斷切  
各も容易く可有之。交易の義を。屹度禁止候方可然と  
相含。其場所取計候事。第一より奉存候。右の通私共評  
問議仕候より付。御書取返上此段奉申上候以上。申十一  
月松平信濃守外三名。休明光記附錄

○タライカ頭土人取糺の事

タライカ頭分土人。アンマカ木クサ兩人。ワア

アレ御締所へ来る節。承件廉書。

問 奥地土人共住居の箇所。何事より不寄別義無之哉。

答 何事よりらば別義無御坐候。

問 满州人并山丹人交易として。其方共住居比方へ  
来る事も無之哉。

答 小滿州人を近來參り不申。當春山丹人比内頭分來  
る。其後何方よりも參り不申候。

問 當春中。山丹人の内頭分比もの來りし趣。其名前  
を何と云ものなる哉。

答 右頭分の者。カシンケシヌと申候。

答

右頭分の者。カシンケシヌと申候。

問

其頭分比もの彼國比様子。并露夷杯の様子咄無之哉。聞込たる廉も内らば。委細申聞をべし。

答

右頭分より彼國の様子種々承り候ふ。滿州地方を。只今七分通ア。露夷も押領せられ。武器等武持越嚴重よ備立。山丹ヘも前以入込。晝夜無差別交易仕。拈皮壹枚遣し候得バ。木綿三丈五尺位ア。ヨリ相成申ベし。手當宜敷御坐候ヘ共。又因り入候義も有之候旨。申聞候。

問

右の義。滿州も夫々役人も可有之。何故國を押領せられし。

答

滿州よも夫々役人有之候間。追々掛合可申處。何故小國を渡候哉。相譯り不申候旨。其者の愚考小ち。滿州より支那邊より。以前内乱有之よしよ付。右等よ廻り兼不得已事。國伐相渡候哉の趣申聞候。

問

滿州へ露夷よて武器持渡るハ。何故なるや。

間違よても出来候ゾ。直よ戦とも可致心得比よし。風聞有之候旨申聞候。

問

山丹人と露夷交易の節。手當宜敷候ゾ。喜ぶ筈の處。困り候義も有之とハ何等のことある哉。

の處。困り候義も有之とハ何等のことある哉。

答 手當も宜敷候へ共。昼夜相廻り夫々用向杯申付。  
聊此間違ふても有之節を。其咎といたし髪切。彼  
國は風俗よ致し候様子。其外都て輕きもの共も。  
無理有之。誠よ困り候趣。呉々申聞候。且御國へ交  
易よ參り候。近々差留候様比義も難計。右等も  
困居候よし申聞候。

問 此國へ當今露夷移住致し居候得共。如何の譯よ  
て移住いこし候哉。

答 此國へ露夷移住いをし候義。何等の譯よて移住  
致し候哉。別段咄も無御坐候。此義を私共比難儀

にて朝夕心配仕居候義より御坐候。

彼方此時川上甚三郎へ向ひ。扱其御許義を。年来此御

國より罷在候間。親とも存居申處。露夷何譯より參

居候哉。篤と承り糺し。早々追拂ひ相返し可被。吳

筈と奉存候處。何等の御懸合も無之。差置候義を。

如何此譯柄より御坐候哉。追拂候御取計奉願候。無

是非差置候義より御坐候べ。土人共一同へ何事

小不寄。彼是不申候様急度御申付置。被下度是亦

奉願候。

當方至極尤比義申聞候。引拂方の義を。此方重き御役

當方至極尤比義申聞候。引拂方の義々。此方重き御役

人より。當今露西亞國へ御懸合中小有之候間。何  
き共不遠御沙汰も可有之候。若引拂不申。其方共  
始め附屬よいをし。此國より移住いとし候心得拵  
と申張候節。其方共如何可仕心得小候乎可申  
聞候。

彼方右彼等何程附屬致し候様。申聞候とも堅相斷。附  
屬不仕候間。是迄の通御撫育被成下候様奉願候。  
交易品々も年々差出候様可仕候間。吳々も是迄  
此通り奉願候。

嘗露夷より。無理ふ附屬いとし候様強く申聞。其方

共の申分聞入不申節ハ如何致し候心得小候哉。彼方右露夷無理より附属いとし候様申張。聞入不申候リ。當方よても聞入不申心得候。其上強て右等の義申聞候リ。最早夫迄比義より付纔の人數より候得共。手向も仕候心得より御坐候。尤纔の人數の事故。負候義を眼前より御坐候。若當方御役人へ手向等よても可致哉も難計。其節ハ御呼出御坐候ウ。タライカ近邊の土人とも不残引連罷出。必御味方可奉申上。恐奉存候間。非常の義も御坐候リ。御呼出奉願候。矢張御國よてモ是迄比

坐候リ。御呼出奉願候。矢張御國より是迄此

通御撫育。并交易被成下候様奉願候。  
當方右申分至極尤の譯。左も可有之苦候。纏の土人  
どもよろ。神妙の申立奇特の事付。アンマハシ  
ランケハトランケカネクサ右四人へ。陣羽織壹  
枚づ。其外三人扶持。此方當國勤役中手限よ遣  
し候間。割合配分可致候。

彼方種々御尋小付。有体奉申上候處。御手限被下もの。  
何共申上様無御坐難有仕合奉存候。

當方往古より此國を。何をよて撫育いをし。何様いた  
し。土人共暮し居候哉。

彼方 往古の義を存不申候得共。聞傳ふを露國よりも  
交易をして。奥地へ出張いたし居候事も有之候  
様子。其節ハ土人とも極難澁よおよび。毎は國亂  
も有之。追々天罰みて。露國はもの不殘相果し。其  
後滿州より交易として相詰候様子。是以東ハタ  
ライカ邊までみて。御場所比方へ一切參り不  
申。其後先程申上候通り。滿州ふを内乱續き。絶て  
交易ふも參り不申。纔此山丹人のも交易として  
參り候處。都て品々高直みて取續出来兼。貨物代と  
して土人共。山丹地へ被引連極難澁仕候間。當國

して土人共。山丹地へ被引連極難澁仕候間。當國

の土人共。一同申合。日本へ御附属仕候間。御撫育  
被成下候様奉願候處。御聞届み相成。滿州山丹人  
借賤不殘御拂被成下。是まで御撫育被成下置。相  
續罷在候義よて。別段徃古より。外國へ附属仕候  
義ハ毛頭無御坐候。尤交易のいみて。御撫育無之  
暮居候義ふ御坐候間。外國よて彼是申哉も難計  
奉存候。併當方よりも何品ふ不寄。差出品替よて  
暮居候義ふ付。彼是申候義ハ一切覺無之奉存候。  
全日本御附属と相心得罷在候間。此段御承知被  
成下置。此後逆も是迄の通り。御撫育被成下候様

奉願候。

此處事多要避。而無有事。又不期對

當方先刻。或。い。ろ。く。申立此趣。尤。よ。も。相聞且不便

此事。付。重。き。御。役。人。へ。も。申立。追。て。夫。々。御。沙。汰

の趣。も。可。有。之。先。休。息。并。逗。留。等。も。十。分。よ。い。と。モ

暮。し。下。署。未。本。月。十。七。日。北。蝦。夷。地。御。用。留。

留

外。ま。禮。無。禮。坐。起。交。事。う。工。う。時。無。嘗。無。失。

禮。器。鉢。知。嫌。忌。子。限。過。卦。忌。子。不。禮。一。物。得。起。卦。

部。娘。本。女。齡。卦。嫌。忌。子。吳。主。子。內。無。育。姑。始。不。臣。母。

姦。如。不。制。卦。奉。縣。刻。處。嘴。閏。五。七。時。海。縣。附。山。長。大。

蝦。夷。風。俗。彙。纂。後。編。卷。九。終。本。ノ。嘴。閏。五。七。時。海。縣。附。山。長。大。

